

【令和8年度】

第1回我孫子市地域公共交通会議分科会



令和8年5月29日

日時：令和8年5月29日
午後4時10分～4時40分
場所：議会棟 第一委員会室

次 第

○会長あいさつ

○事務局紹介

○我孫子市地域公共交通会議分科会

協 議 事 項

1. あびバス運賃体系の見直し（乗り継ぎ券）について
バス事業者：(株)ニュー東豊、阪東自動車(株)
2. あびバス平和台ルートの実行に係る運賃について
バス事業者：阪東自動車(株)

協議事項1 あびバス運賃体系の見直し（乗り継ぎ券）について

○目的

各地域拠点へアクセスしやすい地域公共交通ネットワークを形成し、利用者の利便性を向上させることを目的に、あびバス乗り継ぎに関する適用範囲を変更するものです。

○経緯

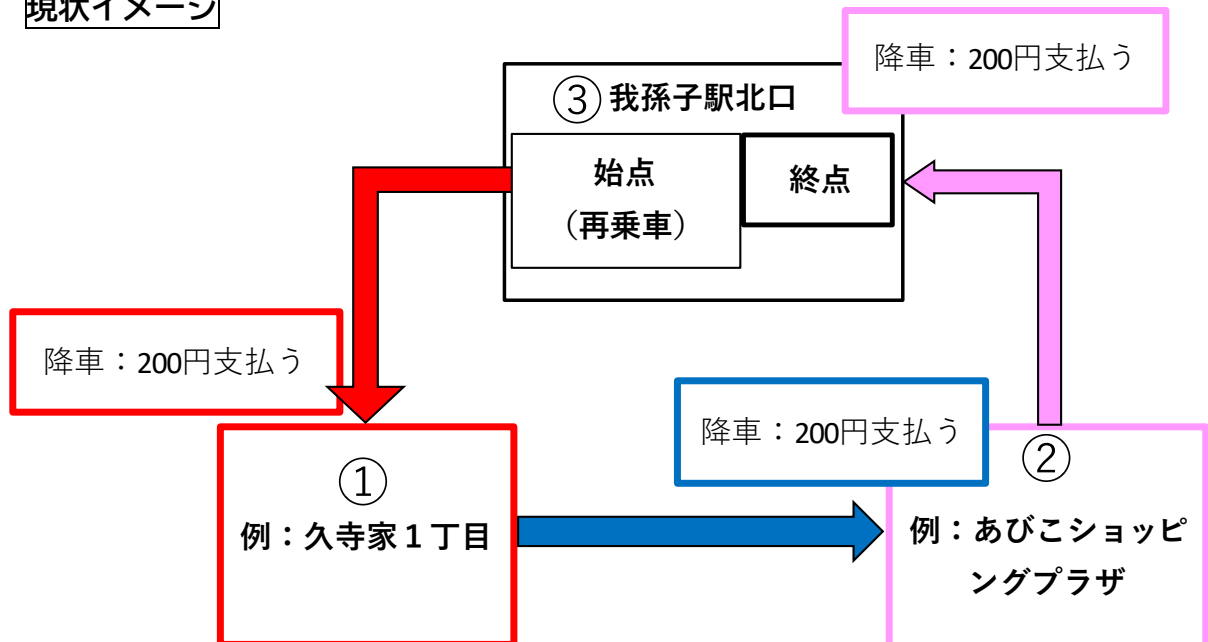
あびバスでは、平成19年1月1日から、他のルートに無料で乗り継ぐことを可能にする当日限り有効な「あびバス乗り継ぎ券」（以降「乗り継ぎ券」）を発行しています（阪東自動車が運行するあびバスに限る）。

しかし、あびバスのうち、地域を一筆書きで循環運行している「根戸ルート」、「布施ルート」、「栄・泉・並木ルート」では、例えば自宅から病院や買い物に行くときでは、行きの乗車で運賃200円を支払い、帰りでは、終点の我孫子駅北口で降車して運賃200円を支払い、さらに再乗車して自宅付近のバス停までの運賃200円を支払うことになり、往復で合計600円の運賃がかかるケースが発生しています。（下図参照）。

このため、循環型ルートのあびバスについて、通院や買い物であびバスを利用した際に往復400円で自宅に帰宅できるよう、乗り継ぎ券のサービス範囲を拡大することについて協議するものです。

※現在の適用範囲

現状イメージ



例：自宅からあびこショッピングプラザまで買い物に行くと、運賃が合計600円かかる

○乗り継ぎ券の適用範囲拡大（案）

始点と終点が同一となる循環型ルートで運行するあびバスにおいて、終点から「次便」に乗り継ぎ、終点より前のバス停にて降車する場合には、乗り継ぎ券を発行し1回限り無料とします。

なお、利用者は、乗り継ぎ券を必ず乗車時に提示することとし、紛失については再発行しません。

また、不正利用が認められた場合は、適正運賃をお支払いいただきます。

【対象ルート】

- 根戸ルート（運行事業者：(株)ニュー東豊）
- 布施ルート（運行事業者：阪東自動車(株)）
- 栄・泉・並木ルート（運行事業者：阪東自動車(株)）

※他ルートへの乗り継ぎについては、全ルートが対象です。

【適用日】

令和8年7月1日（予定）

○運用開始までの経過及び今後の予定

平成19年	1月 1日	・「あびバス乗り継ぎ券」発行開始(阪東自動車)
令和 8年	3月19日付	・第4回地域公共交通協議会兼交通会議(書面開催)にてパブリックコメントの実施を報告(あびバス運賃体系の見直し(乗り継ぎ券)について)
//	4月 1日～30日	・パブリックコメント(意見:なし)
//	5月29日	・第1回我孫子市地域公共交通協議会兼交通会議・交通会議分科会開催
//	7月 1日	・運用開始

※適用範囲を拡大した場合

変更後のイメージ

① あびバスに乗車するとき



- ※ ICカードの場合はタッチ
- ※ 現金払いの方はそのまま乗車

② 降車するとき

- A. 他のあびバスに乗り換える
- B. 終点から次の便に乗り継ぐ



- ※ 運賃(200円)を支払います。

④ 目的のバス停で降りるとき



- ※ バスを降りる際に乗り継ぎ券を運転士に返却してください。(運賃は支払いません)。

③ 他のあびバスに乗るとき
次の便のあびバスに乗るとき



- ※運転士に乗り継ぎ券を見せてください。
- ※ ICカードの場合はタッチしません。

○新旧対照表

新（適用範囲を拡大した場合） ※令和8年7月1日から	旧（現在の適用範囲） ※令和8年6月30日まで
① 目的地に行くために、最初に乗ったあびバスから別ルートなあびバスに乗り継ぐ場合に発行。 ② 循環型ルート内で終点から「次便」に乗り継ぐ場合に発行。 ※ 乗り継ぎ券は1回限り有効で、発行日当日に限り無料での乗車が可能。 ※ 利用者は、乗り継ぎ券は必ず乗車時に提示し、降車の際に運転士に返却すること。 ※ 乗り継ぎ券の無効化、紛失については再発行しない。	① 目的地に行くために、最初に乗ったあびバスから別ルートなあびバスに乗り継ぐ場合に発行。 ※ 乗り継ぎ券は1回限り有効で、発行日当日に限り無料での乗車が可能。 ※ 利用者は、乗り継ぎ券は必ず乗車時に提示し、降車の際に運転士に返却すること。 ※ 乗り継ぎ券の無効化、紛失については再発行しない。

我孫子市コミュニティバス乗り継ぎ券取り扱い要領（案）

制定日：令和8年 月 日

（趣旨）

第1条 本要領は、我孫子市の運行するコミュニティバス（以下「あびバス」という）の乗り継ぎに関し、必要な事項を定める。

（乗り継ぎの定義）

第2条 本要領において、乗り継ぎの定義は次の各号のとおり定める。

- 一 別ルート乗り継ぎとは、あびバスの利用者（以下「利用者」という）が、目的地に行くために、最初に乗車したあびバスのルートとは異なるルートへ乗り継ぐことをいう。
- 二 次便乗り継ぎとは、始点と終点が同一となる、いわゆる循環型のあびバス路線のルート（根戸ルート、布施ルート、栄・泉・並木ルート）において、利用者が、終点を越えたバス停に行く際に、終点から次の便に乗り継ぐことをいう。

（乗り継ぎ券の発行）

第3条 運行受託事業者は、利用者から乗り継ぎの希望があった場合には、乗り継ぎ券（別添様式）を運転士が発行日を記入し発行する。

（乗り継ぎ券の使用範囲）

第4条 乗り継ぎ券は、発行当日1回に限り有効とし、発行当日以外での使用はできない。

（乗り継ぎ券の提示と返却）

第5条 乗り継ぎ券を所持する利用者は、乗り継ごうとするあびバスに乗車する際に運転士に乗り継ぎ券を提示し、降車する際は返却しなければならない。

（乗り継ぎの際の運賃）

第6条 乗り継ぎ券を所持する利用者の乗り継いだあびバスの運賃は免除する。

（不正使用の禁止）

第7条 第2条に定める乗り継ぎの定義及び第4条に定める使用範囲以外での不正使用が認められた場合は、利用者は適正な運賃を支払わなければならない。

（乗り継ぎ券の報告）

第8条 運行受託事業者は、使用された乗り継ぎ券は、月次の乗降者数報告と併せて我孫子市に提出するものとする。

（協議）

第9条 その他、この要領に定めのない疑義が生じたときは、我孫子市と運行受託事業者間において協議して定める。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。

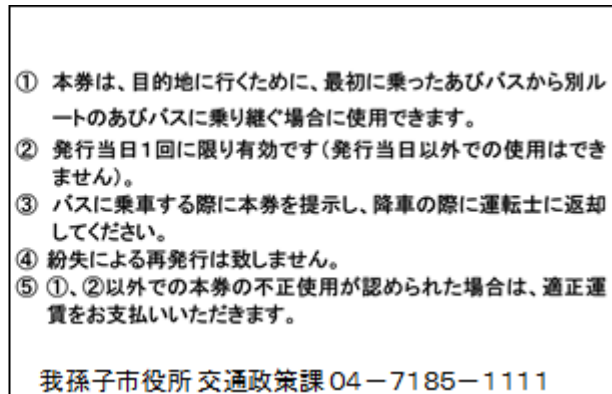
(旧要領の廃止)

- 1 平成19年1月1日「我孫子市民バス（あびバス）乗り継ぎ券取り扱い実施要領」は、全部廃止する。

別添様式（第2条一号関係）

(表面)

(裏面)

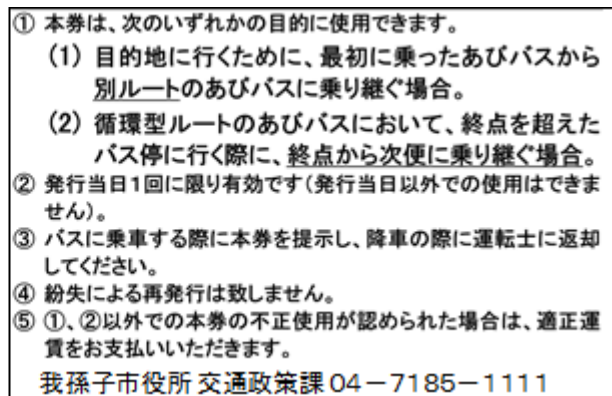


※対象ルート：船戸・台田ルート、新木ルート

別添様式（第2条一号及び二号関係）

(表面)

(裏面)



※対象ルート：根戸ルート、布施ルート、栄・泉・並木ルート

【乗り継ぎ券の色】

- 根戸ルート：白
- 船戸・台田ルート：ピンク
- 布施ルート：黄
- 栄・泉・並木ルート：紫
- 新木ルート：青

我孫子市建設部交通政策課

交通会議分科会（運賃協議会）

協議事項1 あびバス運賃体系の見直し（乗り継ぎ券）について

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書（案）

令和8年5月29日に開催した我孫子市地域公共交通会議分科会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

新 ※令和8年7月1日から	旧 ※令和8年6月30日まで
① 大人:200円(均一)、小人:100円(均一)	① 大人:200円(均一)、小人:100円(均一)
② 小学生未満無料	② 小学生未満無料
③ ICカード利用可(根戸ルートを除く)	③ ICカード利用可(根戸ルートを除く)
④ 障害者(大人100円、小人50円)※手帳提示者のみ	④ 障害者(大人100円、小人50円)※手帳提示者のみ
⑤ 介助者(1名に限り大人100円、小人50円)	⑤ 介助者(1名に限り大人100円、小人50円)
⑥ あびバス免許返納割引証適用	⑥ あびバス免許返納割引証適用
⑦ あびバス乗り継ぎ券利用可 ・目的地に行くために、最初に乗ったあびバスから別ルートなあびバスに乗り継ぐ場合に発行。 ・循環型ルート内で終点から「次便」に乗り継ぐ場合に発行。	

2 運賃を適用する路線又は営業区域

我孫子市コミュニティバス（通称：あびバス）の根戸ルートとする。

3 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和8年7月1日から適用する。

条件なし。

4 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

株式会社ニュー東豊

令和8年 月 日
我孫子市地域公共交通会議分科会
会長 渡辺 健成

交通会議分科会（運賃協議会）

協議事項1 あびバス運賃体系の見直し（乗り継ぎ券）について

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に 掲げる協議が調っていることの証明書（案）

令和8年5月29日に開催した我孫子市地域公共交通会議分科会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

新 ※令和8年7月1日から	旧 ※令和8年6月30日まで
① 大人:200円(均一)、小人:100円(均一)	① 大人:200円(均一)、小人:100円(均一)
② 小学生未満無料	② 小学生未満無料
③ ICカード利用可(根戸ルートを除く)	③ ICカード利用可(根戸ルートを除く)
④ 障害者(大人100円、小人50円)※手帳提示者のみ	④ 障害者(大人100円、小人50円)※手帳提示者のみ
⑤ 介助者(1名に限り大人100円、小人50円)	⑤ 介助者(1名に限り大人100円、小人50円)
⑥ あびバス免許返納割引証適用	⑥ あびバス免許返納割引証適用
⑦ あびバス乗り継ぎ券利用可 ・目的地に行くために、最初に乗ったあびバスから別ルートのあびバスに乗り継ぐ場合に発行。 ・循環型ルート内で終点から「次便」に乗り継ぐ場合に発行。(船戸・台田ルート、新木ルートを除く)	⑦ あびバス乗り継ぎ券利用可 ・目的地に行くために、最初に乗ったあびバスから別ルートのあびバスに乗り継ぐ場合に発行。

2 運賃を適用する路線又は営業区域

我孫子市コミュニティバス（通称：あびバス）の布施ルート、船戸・台田ルート、栄・泉・並木ルート、新木ルートとする。

3 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和8年7月1日から適用する。

条件なし。

4 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

阪東自動車株式会社

令和8年 月 日
我孫子市地域公共交通会議分科会
会長 渡辺 健成

協議事項2 あびバス平和台ルートへの運行に係る運賃について

○趣旨

民間路線バスの平和台線（布佐駅南口～新木駅南口）は、利用者の減少による不採算により、バス事業者から廃止の意向が示されていましたが、布佐平和台地区の市民生活に影響が大きいことから、交通利便性の維持を目的に、令和6年9月1日から運行費用を市が全額補填して運行を継続しています。

当該路線を持続可能な公共交通とするため、令和8年9月1日より我孫子市が運行を引き継ぎ、市のコミュニティバス「あびバス」の新路線「あびバス平和台ルート」として運行を開始することとしました。

このため、コミュニティバスの運行に係る運賃について、協議するものです。

○平和台線の経過及び今後の予定

令和5年11月24日

- ・民間路線バス事業者が令和5年度第1回交通会議にて「平和台線」廃止の意向を示す

令和6年9月1日

- ・民間路線バス「平和台線」に対し、市が補助開始

令和7年12月1日

- ・新規委託事業者選定に伴う入札（申請受付開始）

// 12月26日

- ・阪東自動車(株)が落札

令和8年3月19日付

- ・第4回地域公共交通協議会兼交通会議（書面開催）にてパブリックコメントの実施を報告（あびバス平和台ルートの運行に係る運賃について）

// 4月1日～30日

- ・パブリックコメント（運賃）意見等：12ページ参照

// 5月29日

- ・交通協議会兼交通会議・交通会議分科会開催

// 8月31日

- ・民間路線バス「平和台線」廃止

// 9月1日

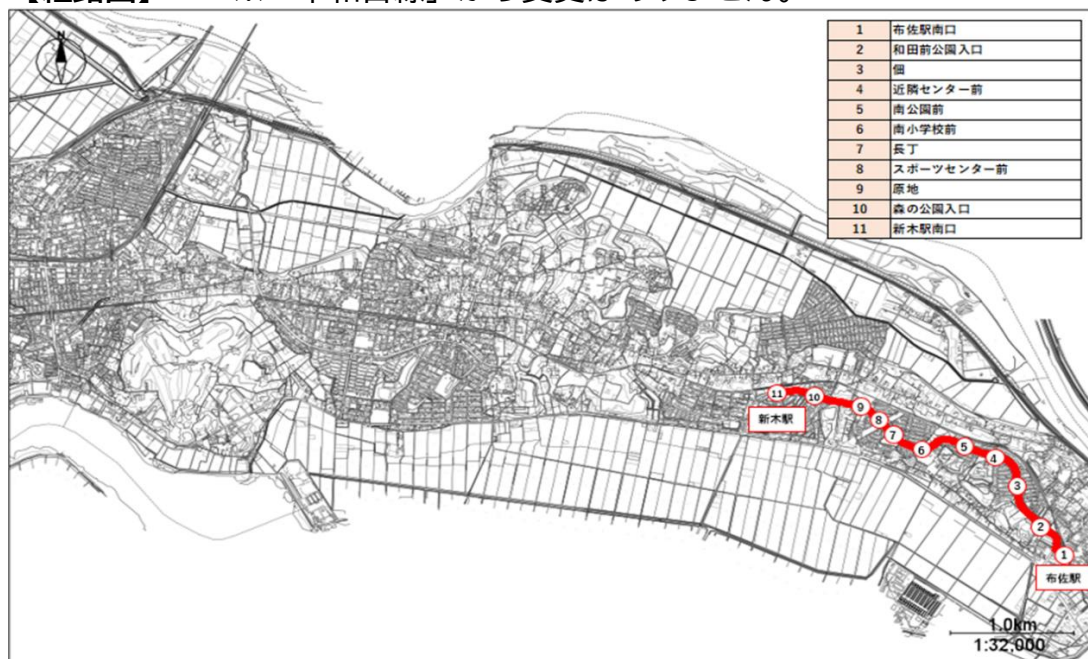
- ・「あびバス平和台ルート」運行開始

○あびバス平和台ルートの概要

【運行期間】 令和8年9月1日から

【運行日】 毎日

【経路図】 ※「平和台線」から変更はありません。



【時刻表】 ※「スポーツセンター前行き」廃止。

停留所		布佐駅南口発⇒新木駅南口行																	
番号	名称	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
1	布佐駅南口	7:17	7:43	8:13	8:37	9:06	10:29	10:59	11:29	11:59	12:59	13:24	13:48	14:21	15:23	16:23	16:47	17:15	18:14
2	和田前公園入口	7:17	7:43	8:13	8:37	9:06	10:29	10:59	11:29	11:59	12:59	13:24	13:48	14:21	15:23	16:23	16:47	17:15	18:14
3	佃	7:18	7:44	8:14	8:38	9:07	10:30	11:00	11:30	12:00	13:00	13:25	13:49	14:22	15:24	16:24	16:48	17:16	18:15
4	近隣センター前	7:19	7:45	8:15	8:39	9:08	10:31	11:01	11:31	12:01	13:01	13:26	13:50	14:23	15:25	16:25	16:49	17:17	18:16
5	南公園前	7:19	7:45	8:15	8:39	9:08	10:31	11:01	11:31	12:01	13:01	13:26	13:50	14:23	15:25	16:25	16:49	17:17	18:16
6	南小学校前	7:20	7:46	8:16	8:40	9:09	10:32	11:02	11:32	12:02	13:02	13:27	13:51	14:24	15:26	16:26	16:50	17:18	18:17
7	長丁	7:21	7:47	8:17	8:41	9:10	10:33	11:03	11:33	12:03	13:03	13:28	13:52	14:25	15:27	16:27	16:51	17:19	18:18
8	スポーツセンター前	7:22	7:48	8:18	8:42	9:11	10:34	11:04	11:34	12:04	13:04	13:29	13:53	14:26	15:28	16:28	16:52	17:20	18:19
9	原地	7:22	7:48	8:18	8:42	9:11	10:34	11:04	11:34	12:04	13:04	13:29	13:53	14:26	15:28	16:28	16:52	17:20	18:19
10	森の公園入口	7:23	7:49	8:19	8:43	9:12	10:35	11:05	11:35	12:05	13:05	13:30	13:54	14:27	15:29	16:29	16:53	17:21	18:20
11	新木駅南口	7:24	7:50	8:20	8:44	9:13	10:36	11:06	11:36	12:06	13:06	13:31	13:55	14:28	15:30	16:30	16:54	17:22	18:21

停留所		新木駅南口発⇒布佐駅南口行																	
番号	名称	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
11	新木駅南口	7:31	8:25	8:49	10:46	11:17	11:47	13:12	13:36	14:04	14:33	15:11	15:35	16:11	16:35	17:03	17:27	18:01	18:32
10	森の公園入口	7:31	8:25	8:49	10:46	11:17	11:47	13:12	13:36	14:04	14:33	15:11	15:35	16:11	16:35	17:03	17:27	18:01	18:32
9	原地	7:32	8:26	8:50	10:47	11:18	11:48	13:13	13:37	14:05	14:34	15:12	15:36	16:12	16:36	17:04	17:28	18:02	18:33
8	スポーツセンター前	7:33	8:27	8:51	10:48	11:19	11:49	13:14	13:38	14:06	14:35	15:13	15:37	16:13	16:37	17:05	17:29	18:03	18:34
7	長丁	7:33	8:27	8:51	10:48	11:19	11:49	13:14	13:38	14:06	14:35	15:13	15:37	16:13	16:37	17:05	17:29	18:03	18:34
6	南小学校前	7:33	8:27	8:51	10:48	11:19	11:49	13:14	13:38	14:06	14:35	15:13	15:37	16:13	16:37	17:05	17:29	18:03	18:34
5	南公園前	7:34	8:28	8:52	10:49	11:20	11:50	13:15	13:39	14:07	14:36	15:14	15:38	16:14	16:38	17:06	17:30	18:04	18:35
4	近隣センター前	7:35	8:29	8:53	10:50	11:21	11:51	13:16	13:40	14:08	14:37	15:15	15:39	16:15	16:39	17:07	17:31	18:05	18:36
3	佃	7:36	8:30	8:54	10:51	11:22	11:52	13:17	13:41	14:09	14:38	15:16	15:40	16:16	16:40	17:08	17:32	18:06	18:37
2	和田前公園入口	7:37	8:31	8:55	10:52	11:23	11:53	13:18	13:42	14:10	14:39	15:17	15:41	16:17	16:41	17:09	17:33	18:07	18:38
1	布佐駅南口	7:38	8:32	8:56	10:53	11:24	11:54	13:19	13:43	14:11	14:40	15:18	15:42	16:18	16:42	17:10	17:34	18:08	18:39

○新たな運賃設定

「あびバス」の新規路線として運行するため、既存のあびバスルートと同様の運賃体系とします。

運賃

大人：200円（均一）、小人：100円（均一）

適用要件

- ・小学生未満無料
- ・ICカード利用可
- ・障害者（大人100円、小人50円）※手帳提示者のみ
介助者（1名に限り大人100円、小人50円）
- ・あびバス免許返納割引証適用
- ・あびバス乗り継ぎ券利用可

パブリックコメント（あびバス平和台ルート^の運行に係る運賃について）

提出された意見及び、意見に対する市の考え方

提出人数：1名 意見総数：1件

整理 番号	提出された意見	意見に対する市の考え方
1-1	<p>意見</p> <p>まず、布佐平和台自治会の住民の現状をご案内致します。</p> <p>世帯数 1,250、住民数 2,800 高齢化率 60%以上と、老齢化が著しく進んでいます。</p> <p>現役世代が減り、バス利用者は、発展期に比べ、激減している事は確かです。……が、朝夕の通勤者や、日中の買い物の為に、腰の曲がった高齢者が毎日の利用に全面的に頼っている事も事実です。又、ノンステップバスの運行もある為、車椅子を利用している障がい者や歩行困難と思える老人達にとって、唯一の移動手段である事は疑う余地はありません。</p> <p>そもそも阪東バスとして、利用者減、運転手不足、経費負担増を理由にして撤退したがつている事も解かります。</p> <p>民間企業ですからね。それを補完する為に「あびバス」に切り替わる事も結構な事ですが、それならば、我孫子市が「福祉」を標榜しているのなら、この際、思い切った住民寄りの運賃政策をとっていただきたい。</p> <p>以下提案とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平和台ルートを均一料金とする。 ○ 高齢者、障がい者、小人は 100 円均一、それ以外は 150 円 <p>思い切った値下げですね。</p> <p>理由</p> <p>我孫子市の財政政策は、西高東低(手賀沼周辺に手厚く、東方地域には手薄な現状)とされています。</p> <p>いいかげんに、平和台住民の事を考えていただきたい。</p>	<p>「あびバス」は、地域の移動手段として持続していけるよう収支率 40%を目標とし、全ルート大人 200 円、小人 100 円の均一料金で運行しておりますが、運転士などの人件費や燃料価格の高騰等により、令和 7 年度の「あびバス」全体の収支率は約 33%で、運行経費の 7 割弱を市が負担している状況です。</p> <p>なお、障害者や介助者は半額運賃を適用しています。</p> <p>ご提案いただいた運賃は、利用者に対する市の負担割合が大きく、受益者負担の考え方や他の地域を運行する「あびバス」との公平性からも困難と考えます。</p> <p>今回のあびバス平和台ルートの運行に係る運賃は、平和台地区のバスを維持していくために必要であることをご理解くださいますようお願いいたします。</p>

交通会議分科会（運賃協議会）

協議事項2 あびバス平和台ルート運行に係る運賃について

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に 掲げる協議が調っていることの証明書（案）

令和8年5月29日に開催した我孫子市地域公共交通会議分科会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

新（あびバス平和台ルート） ※令和8年9月1日から	旧（平和台線） ※令和8年8月31日まで
(1) 運賃 大人 <u>200円（均一）</u> 小人 <u>100円（均一）</u>	(1) 運賃 大人 170～180円 小人 90円
(2) 適用要件 ・ <u>小学生未満無料</u> ・ ICカード利用可 ・ 障害者 ※手帳提示者のみ （大人 <u>100円</u> 、小人 <u>50円</u> ） <u>介助者1名に限り大人100円、小人50円</u> ・ <u>あびバス免許返納割引証適用</u> ・ <u>あびバス乗り継ぎ券利用可</u>	(2) 適用要件 ・ 小学生未満半額（小人と同額） ※小人及び大人と同伴の場合、 無料となる場合がある。 ・ ICカード利用可 ・ 障害者半額 ※手帳提示者のみ 介助者1名に限り半額 ・ 定期券

2 運賃を適用する路線又は営業区域

我孫子市コミュニティバス（通称：あびバス）の平和台ルートとする。

3 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和8年9月1日から適用する。

条件なし。

4 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

阪東自動車株式会社（委託事業者）

令和8年 月 日
我孫子市地域公共交通会議分科会
会長 渡辺 健成